

## (5) チェコ共和国憲法裁判所試論

——その歴史と現在によせて

早 川 弘 道  
佐 藤 史 人  
高 田 知 子

はじめに

- 一 戦間期チェコスロヴァキアにおける憲法裁判制度
  - 二 戦後人民民主主義・社会主義体制下の憲法保障制度
  - 三 体制移行期における憲法裁判制度
    - (1) チェコ共和国憲法裁判所概要
    - (2) 権力分立システムにおける憲法裁判所の地位
    - (3) 比較憲法裁判制度論の視角から
- 結びにかえて

### はじめに

20世紀の前半にハプスブルク帝国の後継であるオーストリア＝ハンガリー二重帝国の崩壊によって独立したチェコスロヴァキア共和国は、戦間期民主共和制、ナチス・ドイツによる占領、独立回復後における人民民主主義体制への移行、旧東欧諸国における最初の社会主義憲法の制定、1968年「プラハの春」におけるソビエト型社会主義体制からの離陸の試行と挫折、1989年の「ビロード革命」とその後における「体制転換・移行」、そしてその初期過程におけるチェコとスロヴァキアの国家分離に至るまで、この100年の間に幾多の変転を経て、今日に至っている。かつて19世紀に種々の文脈から論じられた「歴史なき民族」の「歴史」は、改めてその豊かな内容について光をあてられつつある<sup>(1)</sup>。

そうしたなかで、チェコ及びスロヴァキアの20世紀憲法史は、統合国家の経験とその分離（1993年1月以降）の有する意味とを併せて、今日的説明を求められる課題としてある。

20世紀チェコ憲法史が、その大半においてチェコ・スロヴァキア憲法史としてあることを前提として、それは、帝国崩壊後の共和制オーストリア、そしてながらスロヴァキア地方を支配下においたハンガリー両国のそれとの相関と種差のうちに捉えられるべきであろう。フランス第三共和制憲法をモデルとするといわれる第一共和国憲法（1920年）の体制が<sup>(2)</sup>、オーストリア十月革命（1918年）後のケルゼン等主導下の立憲国家体制創設にあたって採用された憲法裁判所制度（ヨーロッパ、すなわち世界最初の試み）を、ほぼ同時期に、しかしわずかに先行して所持したことは、右の脈絡においてきわめて注目すべき事象と思われる。

本稿の最終的課題であるチェコ共和国憲法裁判所制度について見ていくうえで、それがたんに東欧革命後の「民主化の波」に共通する憲法審査制度の導入、形成に関わる現象であることにとどまらず、20世紀チェコ・スロヴァキア憲法史に通時的な現象としてもあることを以下の所論において素描を試みるのも、それ故のことである。

---

（1） 戦間期第一共和国から1948年以降の人民民主主義国家体制期：チェコスロヴァキア共和国，1960年社会主義憲法体制期：チェコスロヴァキア社会主義共和国，1990年6月20日以降：チェコ・スロヴァキア連邦共和国，1993年1月以降チェコ共和国，スロヴァキア共和国。

（2） 林忠行「チェコ共和国の議会と政党」伊東孝之編『東欧政治ハンドブック』（日本国際問題研究所，1995年）56頁を参照。

## 第1章 戦間期チェコスロヴァキアにおける 憲法裁判制度

### 第1節 前史—オーストリア帝国裁判所について

本章は、戦間期チェコスロヴァキアにおける憲法裁判所の検討を目途とするが、その前提として、チェコスロヴァキアが独立する以前のハプスブルク帝国時の経験について簡単に触れておきたい。憲法裁判所を論じるにあたり歴史的与件として重要なのが、1867年12月憲法によって設置されたオーストリア帝国裁判所である<sup>(3)</sup>。同裁判所は、1849年のクロムニェジーシ（クレムジール）憲法草案及び三月憲法において規定された最高帝国裁判所の設置構想を実現したもので<sup>(4)</sup>、権限争議及び公法上の事件につき裁判する権限を有していた。

帝国裁判所は、皇帝によって自由に任命された長官と副長官、さらに帝国議会の両院の提案に基づき皇帝によって任命された12人の裁判官と4人の予備裁判官から成っていた（国家基本法5条）。同裁判所の権能としては、まず、権限裁判所としての機能がある（国家基本法2条）。帝国裁判所は、裁判所と行政官庁の間の積極的権限争議及び消極的権限争議、領邦議会と最高の政府官庁、領邦の自治機関の間の積極的権限争議について、判断を下した。第2は、帝国と諸邦の争いの調整者としての機能である。帝国裁判所は、個々の領邦の全体国家に対する請求や、領邦間の請求、ゲマインデ、団体又は個人の領邦に対する請求について裁判した（国家基本法3条a号）<sup>(5)</sup>。第3の機能は、国民の憲法上の諸権利の保護である。帝国裁

(3) RGBI. 143/1867. なお、ここで対象とされる Reichsgericht につき、我が国では「大審院」と訳される場合もあるが、本稿では「帝国裁判所」とした。

(4) R. von Herrnritt, Handbuch des Österreichischen Verfassungsrechtes, (1909), S. 189.

(5) Ebd., S. 191.

判所は、法律で定められた行政的救済方法が尽くされた後に、憲法で保障された政治的諸権利の侵害に基づく国民の異議について裁判した（国家基本法3条b号）<sup>(6)</sup>。但し、この異議に対する判決は、権利侵害が生じたか否か、またそれはどの程度なのかに関する意見の表明に留まり、破棄的効力は有しなかった<sup>(7)</sup>。

このように帝国裁判所は、法律審査の権限を欠くものの<sup>(8)</sup>、現在の憲法裁判所一般によく見られる権能の少なくない部分を引き受けつつ、チェコスロヴァキアの独立に至るまで、チェコを含むシスライタニアを管轄として活動を続けた。そして、この帝国裁判所の経験は、時々で濃淡の差はあれチェコにおける憲法裁判所の特質にも少なからず刻印を押すことになるのである。

## 第2節 1920年チェコスロヴァキア憲法の 制定と憲法裁判所の設置

### (1) チェコスロヴァキアの建国

1918年10月28日、チェコスロヴァキア国民委員会はプラハで権力を掌握し、中欧における新興国家、チェコスロヴァキアが誕生した。同日に発せられた独立宣言（独立チェコスロヴァキア建国法）は<sup>(9)(10)</sup>、1条で国民委員

(6) オーストリア国民の権利については、1867年12月21日の「帝国議会に代表される諸州の国民（Staatsbürger）の一般的権利に関する」国家基本法（RGBl. 142/1867）が定めた。

(7) 「帝国裁判所の組織等に関する」法律35条参照。RGBl. 44/1869. vgl. ebenso R. von Herrnritt (Anm. 4), S. 191.

(8) 帝国裁判所の組織等に関する法律30条により、帝国裁判所には、命令審査の権限が認められていた。この点につき、吉野豊秋「オーストリアにおける具体的規範統制制度の成立について—西ドイツ及びオーストリアにおける憲法裁判制度の比較法的研究—」比較法雑誌14巻3号（1980年）13頁参照。

(9) 以下の文献でドイツ語訳が参照できる。F. Weyr, Der Tschechoslowakische Staat, seine Entstehung und Verfassung, JahrböfR. Bd. XI, 1922, Beilage I.

(10) リプシャーによれば、同宣言はオーストリア＝ハンガリーの法秩序と国家行

会が主権を行使する旨を定め、同2条では、これまでのオーストリア＝ハンガリー帝国の法秩序は暫定的に有効であるとし、旧二重帝国の法制を継承した。11月13日には暫定憲法が採択される。同憲法は、最高国家権力機関を創出することを目的とし、国民会議、大統領、政府について詳しく規定したが、裁判所については13条でわずかに「裁判所の判決及び決定は、共和国の名のもとに下される」と規定するに留まり<sup>(11)</sup>、権利章典も含まないものであった<sup>(12)</sup>。代わりにこの時期の裁判所制度を規定したのが、11月2日に定められた一連の諸法律である。これらの法律によって、最高行政裁判所（プラハ）や最高裁判所（当初はプラハ、翌年4月以降はブルノ）が設置されたが、このうち、最高行政裁判所については、若干の点を除き、組織についても権限についても1875年に設置されたオーストリアのそれを基本的に受け継ぐものであった<sup>(13)</sup>。

## (2) 1920年チェコスロヴァキア憲法の制定と集中型憲法裁判所

1920年2月29日、土地改革やサン・ジェルマン条約によるオーストリアとの国境線の画定などを与件としつつ、チェコスロヴァキア国民会議により新憲法が採択され、3月6日に施行された。同憲法はフランス第三共和制憲法に範を取りつつ、一部はアメリカ合衆国憲法も参考にしたもので<sup>(14)</sup>、国制にフランス・モデルの議会制民主主義を採用した。

チェコスロヴァキア憲法（以下、「20年憲法」）の制定作業は、主として憲

---

政組織を引き継いだことから一般的に「継承法」と呼ばれる。L. Lipscher, *Verfassung und politische Verwaltung in der Tschechoslowakei 1918-1939*, (1979), S. 13.

(11) 条文については、以下の暫定憲法の英語版を参照した。See Malbone W. Graham, *New Governments of Central Europe*, Henry Holt and Company, 1924, pp. 611-616.

(12) この段階では、1867年の国民の一般的権利に関する国家基本法が依然として妥当していた。

(13) F. Adler, *Das tschechoslowakische Verfassungsrecht in den Jahren 1922 bis 1928*, *JahrböfR.* Bd. XXVII, 1929, S. 266.

(14) L. Lipscher (Anm. 10), S. 39.

法委員会と内務省立法部局によって進められた。憲法委員会は、国民会議によって選出された17人の委員から成り（定数は18人）、委員長は社会民主党のメイスネル（Meissner）、副委員長は農業党のフニーデク（Hnídek）と国民民主党のヴェイル（Weyr）であった<sup>(15)</sup>。一方、内務省立法部局は、国民民主党及び農業党に近い立場に立つ憲法、行政法の専門家から成り、内務大臣シュヴェフラ（Švehla）の強い影響下にあった<sup>(16)</sup>。最初の憲法草案は、内務省立法部局によって作成され、同局長のヘッツェル（Hoetzel）により憲法委員会に提出された。同委員会は、1919年12月5日に憲法草案の審議を開始し、翌20年2月14日にその活動を終え、憲法草案を国民会議に提出したが、同委員会が最終的な草案をまとめるにあたり、多くの問題で政党間の長期の折衝を経なければならなかった<sup>(17)</sup>。他方、2月27日から開始された国民会議総会における審議は順調にすすみ、29日には出席する議員全員の賛成により同憲法が採択された<sup>(18)</sup>。

この20年憲法は、法律の憲法適合性を審査する集中型の裁判所を規定した。隣国のオーストリアは、ケルゼンの手になる法案をもとに19年1月に帝国裁判所に代わる機関として世界で初めて憲法裁判所を設置している<sup>(19)</sup>。但し、同裁判所の権能は、19年3月の国民代表法15条に基づく違憲のラント法律の審査などに限られ、命令の法律適合性審査や連邦法律の合憲性審査は管轄とされなかった<sup>(20)</sup>。また、オーストリア連邦憲法の制定は、ようやく20年10月になってのことである。したがって、20年チェコスロヴァキア憲法は、法律の憲法適合性審査を行う憲法裁判所を規定したものとしては世界初の憲法であった。

---

(15) Ebd., S. 38.

(16) Ebd., S. 38.

(17) Ebd., S. 40.

(18) Ebd., S. 40.

(19) 宇都宮純一『憲法裁判権の理論』（信山社、1996年）210-214頁参照。

(20) 手島孝『ケルゼニズム考』（木鐸社、1981年）73、74頁。

### (3) チェコスロヴァキア憲法裁判所とオーストリア連邦憲法裁判所の関係

ここで問題になるのが、憲法裁判所制度の設計にあたってのチェコスロヴァキアとオーストリアの制憲作業の関係である。この点を考察するには、本来なら20年憲法制定過程の原資料あたらないければならないであろう。しかし、それは本稿の手に余る課題であり、ここではハラーの所説を参照しつつ、この問題に簡単に触れるに留めたい<sup>(21)</sup>。

まずは、法律の憲法適合性審査に関するオーストリア憲法草案の変遷を見ておこう。オーストリアにおける憲法草案としては初期の19年夏までに作成されたケルゼン草案では、連邦法律の憲法適合性審査を規定していない<sup>(22)</sup>。このアイディアの初出は、19年11月の宰相府草案（160条）であった<sup>(23)</sup>。但し、翌20年2月のザルツブルク諸州会議での議論の基礎となったマイヤー草案は、ラント法律の連邦法律適合性審査を規定するに留まり<sup>(24)</sup>、連邦法律の憲法適合性審査を定めることが既定路線となるのは、20年5月のリンツ草案（150条）以降である<sup>(25)</sup>。これは、チェコスロヴァキア憲法制定後のことであった。確かにオーストリアにおいて連邦法の合憲性審査へと進む背景には、当初はラント法律の憲法適合性（連邦法律適合性）のみが審査対象とされていたのに対して、ラント側が連邦とラントの「平等な地位」を要求したという事情があった<sup>(26)</sup>。それ故、オースト

(21) H. Haller, Die Prüfung von Gesetzen, (1979), S. 61-67. 我が国でこのハラーの所説に注目した先駆的業績として、高見勝利「ハンス・ケルゼンと憲法裁判制度—独・奥におけるケルゼン論の点描—」公法研究第44号（1982年）71頁以下参照。

(22) 渡辺久丸「H・ケルゼンの憲法裁判論—オーストリア型憲法裁判所の一思想的源流を求めて—」島大法学44巻1号（2000年）5-22頁参照。Vgl. ebenso F. Ermacora, Die Entstehung der Bundesverfassung 1920, (1990), S. 236-239.

(23) F. Ermacora, Die Österreichische Bundesverfassung und Hans Kelsen, (1982), S. 72, 458.

(24) Ebd., S. 458.

(25) Ebd., S. 459.

(26) H. Haller (Anm. 21), S48, 49.

リアにおける選択は、連邦問題という内在的要因によって導かれたと言える。しかし、ハラーによれば、その際に、チェコスロヴァキア20年憲法（ならびに施行法及び憲法裁判所法）の存在は、オーストリアにおいて周知のものであったのである<sup>(27)</sup>。

また、その背景として、以下の事情に注意しておきたい。第1は、言語的背景とも呼べるもので、チェコスロヴァキアではチェコ語の法律と並んで官庁によりそのドイツ語訳が出され、ドイツ語でチェコの立法動向にアクセスすることが可能だったという点である<sup>(28)</sup>。第2は人的要素である。憲法委員会で副委員長を務めた前述のフランティーシェク・ヴェイルは、チェコスロヴァキアの独立以前に、帝国裁判所の権限裁判所としての権能を立法府の権限争議の調停にまで及ぼすべしとする見解を支持した人物である<sup>(29)</sup>。彼は純粋法学の立場に立つブルノ大学の憲法学の教授で、ハンス・ケルゼンともきわめて親密な関係にあり<sup>(30)</sup>、このことは両国で制憲作業にあたった当事者同士に緊密な交流があったことを示している。

ハラーによれば、こうした要因を背景に、法律審査以外にも、職権審査などでチェコスロヴァキアがモデルとなった可能性があるという<sup>(31)</sup>。

以上から、甚だ不十分ではあるが、チェコとオーストリアの制憲過程がきわめて密接な相互関係のもとで進められたことが看取できたように思う。また、チェコスロヴァキアの作業が、オーストリアに先行していた事実は、重く受け止められるべきであろう。集中型の司法審査制度については、しばしば「オーストリア型」の名称で呼ばれるが<sup>(32)</sup>、上記の過程をみる限り、チェコスロヴァキアにおける憲法裁判所の設置は、集中型審査

---

(27) Ebd., S. 65.

(28) Ebd., S. 65.

(29) Ebd., S. 30, 31.

(30) Ebd., S. 66.

(31) Ebd., S. 66.

(32) M・カベレッティ、谷口安平・佐藤幸治訳『現代憲法裁判論』（有斐閣、1974年）72頁。

をして「オーストリア・チェコスロヴァキア型」とも言うだけの意義を有していたように思われる。

### 第3節 憲法裁判所の構成、権能とその活動

#### (1) 憲法裁判所の構成及び権能

チェコスロヴァキア憲法裁判所は、憲法施行法2条及び3条、憲法典54条で規定された。憲法施行法1条は、「憲法及びその一部ならびに憲法を改正又は増補する法律に反する法律は、無効である」と定め、同2条はその審査を憲法裁判所が担うとした。3条は、裁判官の構成を簡単に定め、7条で、この憲法施行法が憲法典の一部をなすとしている。憲法典54条13項は、国民会議常置委員会の発する法律と同等の効力を有する処分の審査も憲法裁判所の管轄としている。これらの細目は、20年3月9日の憲法裁判所法<sup>(33)</sup>と22年5月19日の憲法裁判所規則が定めた。以下では、主として憲法裁判所法をもとに、裁判所の構成と権能をみていきたい。

##### ① 裁判所の構成

憲法裁判所は、プラハを所在地とし、10年を任期とする7人の裁判官によって構成された（憲法裁判所法1条、3条、6条）。うち3名は、下院、上院及びポトカルパッカー・ルス議会<sup>(34)</sup>がそれぞれ3名の候補者を提案した上で、各機関が提案する候補者の中から1名ずつ共和国大統領が任命し、長官についても、この3名の裁判官の中から大統領が指名した。残り4名の裁判官は、最高裁判所及び最高行政裁判所により2名ずつその裁判官の中から選任された。また、各裁判官には、本人と同様の方法で予備裁

(33) 憲法裁判所法のドイツ語訳が、以下の文献で参照できる。Vgl. F. Adler (Anm. 13), S. 290-292.

(34) ポトカルパッカー・ルス（カルバート・ルテニア）は、サン・ジェルマン条約に基づき、集権的なチェコスロヴァキアでは例外的に、憲法3条で独自の議会を持つなどの自立した地位を認められた。しかし、実際には、これらの諸規定（ポトカルパッカー・ルス議会に関するものを含む）が実現されることはなかった。vgl. L. Lipscher (Anm. 10), S. 41; L. Bianchi, Die Tschechoslowakische Republik als bürgerlich-demokratischer Staat, (1969), S. 23.

判官が任命された。これらの裁判官の資格は、法に精通し上院への被選挙資格を有し、上記の立法機関の議員でないことである。なお、戦間期を通じ、ポトカルパッカー・ルス議会はついに招集されなかったため、ポトカルパッカー・ルス議会が選出されるまでは、同議会が提案権限を有する裁判官は一時的措置としてチェコスロヴァキア政府が提案するとする憲法裁判所法 1 条 3 項が妥当し続けた。

## ② 裁判の対象

憲法裁判所の審査対象は、①チェコスロヴァキアの法律及びポトカルパッカー・ルスの法律が、憲法及びその一部ならびに憲法を改正又は増補する法律に適合しているか否か、及び②国民会議常置委員会の発する処分<sup>(35)</sup>が、憲法54条 8 項 b 号（憲法律及び官庁の権限の変更の禁止）に適合しているか否かの 2 点である（憲法裁判所法 7 条）。権限争議や異議は憲法裁判所の管轄とされなかった。法律審査の際に審査基準となるのは、①憲法ならびに②国民会議の 3 分の 2 以上の多数によって議決され（憲法典 33 条）、「憲法律」の名称を付された（憲法施行法 1 条 2 項）憲法改正法律及び憲法増補法律である。法律審査の申立ては、最高裁判所、最高行政裁判所、選挙裁判所、下院、上院又はポトカルパッカー・ルス議会によって提起された（憲法裁判所法 9 条）。申立ての提起は、前記の立法機関については、議員の絶対多数によって決定され、最高裁判所、最高行政裁判所及び選挙裁判所については、その総会において決定された。オーストリアで裁判所からの移送が認められるのは 1929 年であり、裁判所の申立てを認めたチェコスロヴァキアの対応はそれよりも早い。但し、チェコスロヴァキアにおける裁判所の申立ては、具体的な争訟の存在を前提としないため<sup>(36)</sup>、オー

(35) ヴェイルによれば、「常置委員会」は、旧オーストリアのそれを意識的に真似たものであり、旧オーストリアでは「勅令」を通じ執行府がその任に就いたのに対し、チェコスロヴァキアでは、議会が自ら選任した委員会にその権限を委ねたのだという。同委員会の発する処分は、場合によっては「暫定的に法律としての効力」を有し、本稿に見るとおり憲法裁判所による承認を必要とした。vgl. F. Weyr (Anm. 9), S. 357.

ストリアの場合と異なり、これを具体的規範統制について定めたものと見ることはできない。なお、申立ての提起は、法律が公布された日から3年以内に行わなければならない（憲法裁判所法12条）。一方、常置委員会の処分の審査は、申立てによらず職権においてなされた（憲法裁判所法21条）。

### ③ 判決の効力

憲法裁判所は、公開の口頭弁論を経た後に判決を下す。法律の無効を宣言するには、裁判官5名の賛成を必要とし、その他の決定は、長官又は副長官とその他の4名以上の裁判官が出席するもとで下すことができた（憲法裁判所法8条）。判決は、布告後8日以内に理由を付さずに法令集に公表され、その日より立法諸機関、政府ならびに全ての官庁及び裁判所がその判決に拘束された（憲法裁判所法20条）。また、理由を含む判決文は、官報に掲載された。判決において法律の規定の無効が宣言された場合、当該規定は法秩序から排除された（対世的効力）。また、憲法裁判所の判決の布告に先立ってこの規定に基づいてなされた法律行為は有効とされ、判決は遡及効を持たなかった<sup>(37)</sup>。

## (2) 憲法裁判所の活動実態と問題点

1921年に活動を開始した憲法裁判所は、その活動期間中に全部で65の判決を下したが<sup>(38)</sup>、そのうち法律を審査した判決はなかった。憲法裁判所は、1933年と1934年に制定された授權法の憲法適合性の審査を求める2つの申立を受理したが、その手続きを完遂することはなく、判決を下すには至らなかった<sup>(39)</sup>。一方、国民会議常置委員会の発する処分については、1938年11月16日に常置委員会が発した収容に関する立法の無効を1939年5

(36) F. Adler, Grundriß des tschechoslowakischen Verfassungsrechts, (1930), S. 66.

(37) Ebd., S. 65.

(38) Radoslav Procházka, *Mission Accomplished : On Founding Constitutional Adjudication in Central Europe*, CEU Press, 2002, p. 293.

(39) L. Bianchi (Anm. 34), S. 22.

月に宣言したのが、同裁判所が下した唯一の違憲判決である<sup>(40)</sup>。これは、1939年3月15日のドイツによる占領以後のことであり、また同裁判所が下した最後の判決でもあった<sup>(41)</sup>。

このようにチェコスロヴァキア憲法裁判所の活動実態をみる限り、その活動が全体として低調なことは否めない。この点については、既に20年代からチェコスロヴァキアにおいても問題とされていた。その懸念は端的に言えば、「憲法裁判所法の諸規定は、重要な点で憲法典により定められた原則の許容しえない制限を含んでいるのではないか」というものである<sup>(42)</sup>。この点につき、1930年の論考でアドラーは、次のような問題点を指摘している<sup>(43)</sup>。

- ① 申立ての主体が6つの機関のみに制限されている。
- ② 法律の職権審査が認められず、申立てを前提としなければ裁判を開始することができない。
- ③ 議会による申立ての決定には絶対多数による議決を必要とし、議会内の少数派による申立てを不可能とする。
- ④ 申立ての可能な期間が、当該法律の公布から3年以内となっており、この期間は法律の問題点が明らかになる上で十分に長いとは言えない。
- ⑤ 憲法裁判所の判断の対象は内容の審査に限られ、法律の制定過程における手続き上の問題を審査しえない。
- ⑥ 憲法裁判所の判断の範囲が、申立てによって限界づけられ、仮に法律全体が無効であっても申立てで提起された法律の規定についてのみ無効を宣言することができる。

---

(40) Edward Táborský & Ernest Barker, *Czechoslovak Democracy at Work*, George Allen & Unwin LTD, 1945, p. 76.

(41) *Supra* note 38, at 293.

(42) F. Adler (Anm. 13), S. 279. なお同頁には、このような見解を持つものとしてアドラーの他に、クレイチが、またそれとは反対に憲法裁判所法の憲法適合性を主張するものとしてハルトマンが挙げられている。

(43) F. Adler, (Anm. 36), S. 65-67.

簡素な規定しか持たない憲法と異なり、憲法裁判所法はこのように各種の制限を設けていた。したがって、こうした制度を前提とする限り、憲法裁判所の活動が活性化しうる唯一の契機は、全体国家<sup>(44)</sup>がポトカルパツカー・ルス議会の法律を訴え、またそれとは逆にポトカルパツカー・ルス議会が全体国家の法律を訴える場合である。しかし、前述のとおり、ポトカルパツカー・ルス議会はついに招集されなかった。上記の憲法裁判所の低調な活動実態は、こうした諸要因に起因したものである。そして、チェコスロヴァキア憲法裁判所は、憲法裁判所法の「憲法の原則との矛盾」という問題を抱えつつ、その弱点をついに克服できないまま、ドイツの占領もとで、その活動を停止するに至るのである。

## 第2章 戦後人民民主主義・社会主義体制下の 憲法保障制度

第二次大戦後、1946年5月にチェコスロヴァキア制憲議会選挙が実施されたが、共産党はチェコ地方で第一党（40.1%）、スロヴァキア地方で第二党（30.3%）、全国平均でも第一党（37.9%）の地位を獲得し、ゴットヴァルト党書記長を首相とする連立政権が発足した<sup>(45)</sup>。その後の社会民主党

---

(44) アドラーは、チェコスロヴァキア国家をさして、「全体国家」(Gesamtsstaat)の語を用いている。vgl. F. Adler, (Anm. 36), S. 65. 「全体国家」は、中央集権化された国家像を指し示す概念であり、旧オーストリア帝国がその実現を目指しながら、その多民族性故についに実現できなかった理念であった。第一共和国を指してこのようなタームが用いられる背景として、ズデーデン地方のドイツ人をはじめ多民族によって構成されるが故に、それだけいっそう中央集権化を志向せざるを得なかったチェコスロヴァキアの事情を指摘することができよう。なお、ハプスブルク帝国を全体国家概念との関わりから検討した労作として、矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』(岩波書店、1977年)序章を参照せよ。

(45) 矢田俊隆『ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史』(山川出版社、1978年)274-6頁を参照。また東欧人民民主主義諸国における法的諸問題について、大江泰一郎、小森田秋夫「東欧諸国における革命と法」(『マルクス主義法学講座』第4巻、日本評論社、1978年)を見よ。

党との共同が不調となり、政治裁判、マーシャル・プラン（パリ会議）への参加の是非等内外の与件下に、48年2月に共産党主導の「政変」が起これ、国民戦線による統一修補者リストに基づく新選挙法（3月10日）に続いて、議会は5月9日に新憲法を採択し、その後5月30日に第2回総選挙が施行された。「新憲法の非民主的条項を削除する<sup>(46)</sup>」ことを求めたベネシュ大統領の辞任・死去、共社両党の「合同」（6月27日）に至る政治的推移をもって、1920年憲法体制に基づく戦間期民主共和政体は、ハンガリー、ルーマニア等と同型の1936年ソビエト憲法モデルの人民民主主義体制へと移行するに至ったのである。

1948年憲法<sup>(47)</sup>は、前文において1920年憲法への言及を回避したうえで、「社会主義への平和的な道」を保障する「人民民主主義国家」を建設することを宣言するものであった。「基本条項」において「主権をもつ人民」（IV条）により選挙され、監督される一院制国民議会が立法権の最高機関とされ（V条）、国家元首としての大統領（VI条）は、議会において選出され、議会によって採択された法律を差戻す権利、政府の任命・解任権を有するものとした。また司法権は「独立の裁判所」によって行使されるとされたが、20年憲法体制下の上院及び憲法裁判所は、この人民民主主義政体から排除されることになった。

大統領による議会の採択した法律の差戻し権が留保されたものの（憲法詳細規定58条）、法令の憲法適合性に関する審査権は、「国民会議幹部会のみ」に属する権限であるとされた（同65条）。これは、「人民は国家におけるすべての権力のただ一つの源泉である」とする憲法の「基本条項」I条（2号）に立脚するものであり、1936年ソビエト憲法モデルと同型のもの

(46) 矢田前掲書、283頁。

(47) 1948年チェコスロヴァキア憲法典については、Конституции европейских стран народной демократии. Москва, 1954, стр. 27-81, 同憲法典邦訳として、高橋勇治・戸澤鐵彦編『人民民主主義の研究』下巻（勤草書房、1956年）187頁以下（稲子恒夫訳）を参照し、原則として稲子訳に拠った。同憲法は宣言、基本条項、詳細規定の三部により編成されるものであった。

であった。また憲法典中のスロヴァキア特別規定のなかに、特に「憲法または憲法律に違反するスロヴァキア民族評議會の法律は、無効である」(「詳細規定」109条)との条項が定められたことは、ボヘミア・モラヴィア地域等チェコ地方との決定的ともいえる差別の源泉を成すことになった。

かかる1948年憲法体制は、ハンガリー、ルーマニア等と異なり、共産党以外の政党について、統一戦線レジーム下の「同盟政党」としてその存在を許容するという点で、また一院制と大統領制を組合わせる等、ポーランド等と共に独自の相貌を有するものであったが、議會制民主主義とは内容を異にする人民民主主義体制へと変移し、戦間期民主共和制下の憲法裁判制度を廃棄したことから、1920年憲法体制とは異型・異質のものとなったのである。

先述したように、1948年憲法体制は、戦間期民主共和制の国家レジームの基本構成を継承する一方、憲法前文において、「人間による人間の搾取の完全のない社会制度」である「社会主義」を目指すための「人民民主主義の国家」としてその体制規定をおき、「人民民主主義の法秩序」を構築するものとした。ロシア・ソビエト型移行形態とは異なる東欧人民民主主義型移行形態の特質と評される諸要素を、ここに見出すことができる。

しかしながら、1948年6月における共産党への社会民主党の「合併・吸収<sup>(48)</sup>」、及び48年9月のチェコ、スロヴァキア両共産党の合同によって、ヘゲモニー政党としてのチェコスロヴァキア共産党が形成され、若干の残存政党が残存したものの、ポーランド等と同様に統一戦線組織である国民戦線の統一候補者名簿に基づいて実施される国民會議選挙方式(1948年新選挙法)が採用されることによって、1936年ソ連憲法体制における「一党制」とは形態上の差異は認められるにせよ、ソビエト型政治システムに包括され得ることになった<sup>(49)</sup>。先述した48年憲法における「憲法統制制

(48) 矢田前掲書、283頁。

(49) ソビエト型政治システムの特質について、早川弘道『ソビエト政治と民族』(成文堂、1994年)第1篇を参照されたい。

度<sup>(50)</sup>」は、まさにこの政治＝憲法体制に固有の形態だったのである。

さてスターリン批判後の1960年に、チェコスロヴァキアは、ソビエト連邦に次いで「社会主義共和国」憲法を採択した<sup>(51)</sup>。その4条において、「社会および国家における指導勢力は、労働者階級の前衛部隊、即ち労働者、農民及びインテリゲンツィアから成る真に能動的かつ自覚的市民の自発的・戦闘的同盟であるチェコスロヴァキア共産党である」と規定した。これは、1936年ソ連憲法126条の結社権規定を踏まえつつ、憲法総則部分に明示的な共産党条項をおくものとして、その後のソ連1977年憲法（6条）等の範型となるものであった。憲法統制の監督権は、国民会議幹部会から国民会議自身の権能へと移されたが（41条2項）、48年憲法体制の憲法統制原理が維持されている。

しかし、1960年憲法体制下に蓄積された経済的・政治的矛盾の深刻化が進行するなかで、ジャーナリストや作家団体による表現の自由をはじめとする市民的自由を求める運動に加え、政府内部における経済体制の抜本的改革への指向も顕著となり、ドプチェク書記長の指導下に共産党自身によるラディカルな体制改革が開始されるに至った。「人間の顔をした社会主義」を実現しようとする、いわゆる「プラハの春」である。そのプロセスにおいて、新たな民主的・社会主義的憲法体制の要として複数政党制に基づく議会政の復位が据えられると共に、チェコ及びスロヴァキア両民族の自由と同権を実現するために新たに連邦制度が導入された。また社会主義的立憲主義体制の司法的保障機関として、憲法裁判所が設置されることになったのである<sup>(52)</sup>。

(50) 小森田秋夫編『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003年）67頁を見よ。

(51) 1960年チェコスロヴァキア憲法典について、Конституция социалистической Чехословакии. Москва, 1963, を参照。

(52) 1968年「プラハの春」における改革政策等について、『戦車と自由—チェコスロバキア事件資料集Ⅰ』（みすず書房、1968年）、平田重明『埋もれた改革—プラハの春の社会主義』（大月書店、1984年）、Compiled and edited by J. Navrátil, *The Prague Spring 1968*, CEU Press, 2002 を参照されたい。共産党

ペレストロイカ期を含めてソビエト社会主義体制には違憲審査制度は存在せず、「上級機関（特に最高会議幹部会）が下級機関の法令の破棄権を有する」ことによって憲法秩序を維持する非司法的な性格をもつ「憲法統制（コントロール）」制度が存した<sup>(53)</sup>。1960年代のソ連・東欧諸国において、56年のスターリン個人崇拜批判を受けて、「適法性」の再建と社会主義憲法体制の見直しを通じて、スターリン主義体制再発への予防が求められていた<sup>(54)</sup>。ユーゴスラヴィアにおける憲法裁判所の創設（1963年）、社会主義的立憲主義を展望したハンガリー（セゲド）法学国際会議の開催（1964年）、ルーマニアにおける憲法委員会の設置（1965年）等の当時の新たな動向は、全体の枠組としての人民権力体制を維持したうえで、その内部に憲法保障のための相対的独自機関の設定を模索するものであったと言える。ユーゴスラヴィア憲法裁判所の試み<sup>(55)</sup>が、自主管理型社会主義原理に基づく連邦制国家における独自の選択として注目されるところであるが、それ以外のソ連・東欧諸国の制度は、ソビエト型憲法保障モデルに理論的にも機能的にも包摂される限界線内にあった。

かかる脈絡と背景を考慮する時、チェコスロヴァキアにおいて導入された憲法裁判所制度は、以下の4つの要素から成るものと推察されよう。その第一は、社会主義的適法性の再建とその永続的保障という、ソ連や他の東欧諸国に共通するモチーフである。第二に連邦制化に伴う新法秩序の一環として、ユーゴ社会主義連邦制下に導入された憲法裁判制度を導入した

---

の「行動綱領」（1968年4月5日）には、憲法裁判所設置について言及されていないが、平田前掲書（118頁）に関連記述がある。（なお「プラハの春」に関する今日の再評価として、Kun Miklós, Prágai tavasz-Prágai ősz: 1968 fehér foltjai, Akadémiai Kiadó, 1998がある。）

(53) 前掲『現代ロシア法』63頁。

(54) 以下について、早川弘道『東欧革命の肖像』（法律文化社、1993年）143-7頁を参照されたい。

(55) 1974年ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国憲法の憲法裁判所関連条項の邦訳として、『社会主義法研究年報第8号 社会主義と司法』（法律文化社、1987年）157頁以下（伊藤知義訳）がある。野上修市「ユーゴスラヴィアの憲法裁判所制度(1)(2)」（明治大学法律論叢第50巻5-6号）も併せて参照されたい。

ことが推測される。しかし第三にチェコスロヴァキアでのそれは、ソビエト型憲法保障制度という限界領域を越え出て、最高人民権力機関としての国民会議とその行政府とは区別された独自の裁判機関が、違憲審査の権能を所持するものであった。それは、ソビエト型社会主義体制から離陸・訣別することを展望する「人間の顔」をした「民主主義的社会主義」の立憲体制を支えるものとして位置づけられたことを見てとらねばならないであろう。それ故にこそ、「プラハの春」に対するワルシャワ条約機構軍による軍事的抑止措置（1968年8月20日の軍事侵攻と征圧）の後に採択された「チェコスロヴァキア連邦に関する憲法律」（68年10月27日法律143号）による改正憲法典の第6章が規定した憲法裁判所は、未設置のまま棚上げされることになったのである<sup>(56)</sup>。

こうして憲法典には存在するものの設置されずに終わったチェコスロヴァキア憲法裁判所について、オーストリアと同時期に憲法裁判制度を創設したチェコスロヴァキア第一共和制の1920年憲法体制に歴史的淵源を有することを、第四の要素として指摘しておきたい。戦間期民主主義体制の憲法伝統が、連邦制の導入に伴う二院制の「復活」と共に、1968年改革において新たな意匠をもって継受されたものと評してよいと思われる。

ここで68年改正憲法<sup>(57)</sup>に規定された憲法裁判制度について、簡潔に概観しておきたい。

「チェコスロヴァキア社会主義共和国憲法裁判所は、合憲性を保証する裁判機関である」（86条1項）とされ、裁判官はその職務にあたって「独立」（同2項）であると明記された。続く87条、88条において、新設される連邦会議の法律及び幹部会の法的アクトの合憲性、チェコ、スロヴァキア両民族会議の憲法律及び法律の合憲性、連邦政府両共和国政府ならびに

(56) See L. Cutler and H. Schwartz, *Constitutional Reform in Czechoslovakia: E Duobus Unum?*, University of Chicago Law Review, Vol. 58, 1991, p. 520.

(57) См. Конституции социалистических государств, Том второй, Москва, 1987, стр. 200-203. なお邦訳として、木田純一編『社会主義国憲法集』第2巻（中央大学生協出版局、1977年）103-6頁があるが、本稿では、前掲ロシア語版に拠った。

各省庁の決定等の合憲性（以上87条）、連邦と共和国の間ならびに両共和国間の国家機関間の権限に関わる争訟（以上88条）が、憲法裁判所が管轄する第一カテゴリーである。87条の指示する規定間の不適合について、判決後6ヶ月以内に憲法及び連邦法に適合させるべく改正しなければならない、これがなされない場合、当該規定は無効とされる（90条1項）。また判決は「官報」に記載される（同2項）。次に第二カテゴリーとして、連邦会議代議員の資格に関わる事項（委任登録の不証明・リコール・資格登録の拒否についての申立て）が挙げられる（91条）。さらに第三カテゴリーとして、「憲法によって保障された権利及び自由」が、連邦機関の決定や措置によって侵害され、かつ法律が裁判による保護を提供しない場合、その権利及び自由の保護について審理するものとしており（92条）、ユーゴ型憲法裁判制度との共通性を有し、社会主義体制下での市民の憲法的権利・自由を保障する新たな制度的試みとして注目される。また以上の基本的管轄権限の他に、連邦及び共和国の法令改善について発議することができる（89条）としたことは、この憲法裁判所が、新たに構想された民主主義的社會主義の国家体制において、すぐれて能動的な地位を想定されていたことをうかがわせる。

提訴主体については93条1項において、(1)連邦会議の各院（人民院・民族院）、連邦会議幹部会、連邦政府及びその他の連邦国家機関、(2)チェコ、スロヴァキア両民族会議、その幹部会及び政府、(3)裁判所、(4)検事総長、(5)91条該当の市民が列挙されている。さらに同条2項で、憲法裁判所は自らの決定に基づいて手続きを開始することができること、3項において、市民及び団体の発議にしたがっても同様に手続を開始し得るとしていることも注目されるところである。

次に憲法裁判所の構成であるが、8名の裁判官及び4名の予備裁判官の計12名から成り（94条1項）、7年の任期で連邦会議により選任され、再任され得る（同3項）。裁判官選任資格として、連邦会議被選挙資格があり、35歳に達しており、高等法学教育を受けた者で、十年以上法律職にた

ずさわった市民であることを要する（同 2 項）。また連邦制国家であることから、チェコ、スロヴァキア両共和国市民からそれぞれ 4 名の裁判官及び 2 名の予備裁判官が選任されるものとした（同 4 項）。憲法裁判所の長官及び副長官は、憲法裁判所の構成員のうちから、連邦会議によって選任されるものとし（95条 1 項）、正副長官は、チェコ共和国とスロヴァキア共和国の両市民によって構成されるべきであるとして（同 2 項）、平等で民主的な連邦制国家としての内実を保障している。なお連邦を構成する両共和国にもそれぞれ共和国憲法裁判所を設置するとしている（101条）。97条から 99条において、裁判官の免責特権、兼職禁止、辞職及び解任が規定される。100条は憲法裁判所に関する法律を予定するものであったが、先述したようにソ連等の軍事介入による「改革」の途絶のため、憲法裁判所設置は未完となり、従来型の「憲法遵守」の「統制」機能が維持されることとなった。しかしながら 1968 年における「プラハの春」が目指した国家権力機構の民主化構想の極点としての憲法裁判所制設置は、自主管理型社会主義のコースにあってこれを導入したユーゴスラヴィアの動向と併せて、スターリン批判直後の 1960 年代における「社会主義的立憲体制」への独自の指向として、今日的な再評価を不可欠のものとしていると言わなければならない。その後におけるポーランド憲法法廷（1982 年憲法改正に基づき 84 年設置）、ハンガリー憲法評議会（1983 年憲法改正、84 年設置法<sup>(58)</sup>）、さらにはソ連邦におけるペレストロイカのプロセスにおいて設置された憲法監督委員会<sup>(59)</sup>（1988 年 12 月憲法改正）に至る 36 年憲法型の「憲法統制」システムの「民主化」という一連の事象を見届けるならば、チェコスロヴァキア憲法裁判所構想は、ソビエト型社会主義体制そのものの原理的再編を迫る「早過ぎた春」のそれであったと同時に、チェコスロヴァキアの戦

(58) ポーランド憲法法廷法、ハンガリー憲法評議会法について、前掲『社会主義法研究年報』第 8 号を参照されたい。

(59) 前掲『現代ロシア法』138-9 頁に、ソビエト型憲法保障制度の経緯に関連して、憲法監督委員会の「政治的統制」的性格について論じられている。

間期民主共和制レジームに固有の「憲法伝統」のあり得べき再生の試みでもあったという点において、この国における社会主義と民主主義の在り様を示すものであったと思われる。そのことが、1989年における「東欧革命」にあって、ポーランドとハンガリーにおける「長い改革」の帰結としてのそれに比して、「ビロード革命」と評されるチェコスロヴァキアの「短い」集約的改革の要因であった<sup>(60)</sup>。

1989年11月の「党の指導的役割」の放棄後、90年1月の政党法に基づく複数政党制の復活下に、1990年6月に総選挙が実施され、民主共和政体の再生軌道に本格的に進入した。1990年12月には「権力分割」に関する憲法律により1968年憲法律(143号)の改正が行われている。1992年3月に至り、憲法裁判所法成立後1年余にして、連邦共和国の憲法裁判所が設置された<sup>(61)</sup>。H・シュワルツによれば、チェコ、スロヴァキア両共和国間の地位・関係をめぐる論争の存在が、設置遅延の主要因であったとされる<sup>(62)</sup>。

憲法裁判所裁判官は総数12名から成り、チェコ、スロヴァキア各6名により構成されるものとした。裁判官の選任は、連邦会議、チェコ、スロヴァキア両共和国会議からそれぞれ提出された8名から成る候補者リスト3通に基づいて、大統領が行う。連邦憲法裁判所の所在地も、両共和国の首都であるプラハ、ブラチスラヴァではなく、その中間地点の都市、

---

(60) B. Wheaton & Z. Kavan, *The Velvet Revolution*, Westview Press, 1992を見よ。なお林忠行氏による、1989年以降の「政治体制の移行はおもに従来の憲法の改正規定にもとづいて行われたので、新体制は旧体制と多くの制度的な連続性をもつことになった」との記述は、ハンガリーにおける Lawful Revolution 現象と共鳴し合うところがある。伊東孝之編『東欧政治ハンドブック』（日本国際問題研究所、1995年）58頁、早川弘道「東欧における体制転換と憲法問題」（井上古稀記念『法学の根底にあるもの』有斐閣、1997年）を参照されたい。

(61) 憲法改革の経緯について、L. Cutler & H. Schwartz, 前掲論文、憲法裁判所法成立の経緯については、*supra* note 38, at 61-62を参照のこと。

(62) 以下について、H. Schwartz, *The New East European Constitutional Courts, in Constitution Making in Eastern Europe*, Edited by A. E. Dick Howard, Woodrow Wilson Center Press, 1993を参照。

かつて第一共和制下に最高裁判所が設置されたブルノ（チェコ共和国モラヴィア地方の中心地）とされた。但し両民族の平等原則は、連邦と各共和国、ならびに両共和国間の係争について、憲法裁判所法が連邦憲法及び人権に関する諸条約のみが共和国法に優越すると規定するにとどまり、「共和国法に対する連邦法の優越原則に関する条項が欠如していたこと」から、憲法裁判所の審理が「デッドロックに乗り上げる危険」を惹起する蓋然性を内包していた<sup>(63)</sup>。そして当然のことながら、1992年の短期間ではあったが、体制転換に関連した諸問題（人権問題、いわゆる「浄化法」問題等）に直面することになった。

1992年6月の選挙の結果、チェコ、スロヴァキア両連邦構成共和国の政治的・経済的ヴェクトルの指向における相違が著しく顕在化し、両共和国間の交渉の結果、チェコ・スロヴァキア連邦共和国は解体され、両国は公式に分離することになった<sup>(64)</sup>。チェコ・スロヴァキア連邦共和国憲法裁判所は、ここに1年に満たない生命を終え、それぞれの新憲法体制の下に、チェコ憲法裁判所、スロヴァキア憲法裁判所がそれぞれ新たに設置された。

### 第3章 体制移行期における憲法裁判制度

#### 第1節 チェコ共和国憲法裁判所概要

##### 第1款 制度概要

1992年のチェコ・スロヴァキア連邦共和国の解散を受け、1993年1月1日のチェコ共和国独立とともに、チェコ共和国憲法（以下「憲法」）が発効

(63) Ibid., p. 192.

(64) 連邦国家の解消について、Edited by Jiří Musil, *The End of Czechoslovakia*, CEU Press, 1995, および C. S. Leff, *The Czech and Slovak Republics*, Westview Press, 1997を見よ。

した。当該憲法の83条から89条は、チェコ共和国憲法裁判所 (Ústavní soud České republiky, 以下「憲法裁判所」) について定めている。同憲法によれば、憲法裁判所は、「合憲性を保障する司法機関」(憲法83条) であり、チェコ共和国憲法 (以下「憲法」) 及びチェコ共和国憲法裁判所に関する法律 (以下「憲法裁判所法」)<sup>(65)</sup> をその根拠法とする。憲法91条は、裁判所制度は、最高裁判所、最高行政裁判所<sup>(66)</sup>、高等裁判所、地方裁判所及び地区裁判所によって構成されるものと定め、憲法裁判所を除外していることから明らかなように、憲法裁判所は通常裁判所制度の一部を構成しない独立の裁判所である。

憲法裁判所は、1993年7月1日に、ブルノ市を所在地として発足した(憲法裁判所法26条)。

### (1) 組 織

チェコ憲法裁判所は、長官、副長官2名を含む、計15名の裁判官 (soudce) で構成される(憲法裁判所法1条)。長官及び副長官は、共和国大統領によって指名される(憲法裁判所法2条)。法廷は、全裁判官で構成される総会 (plénium) と、裁判官3人から構成される4つの部会 (senát) からなる。憲法裁判所法11条2項に、総会が裁判すべき事項が定められており、部会はそれ以外の事項及び決定により申立てを却下する場合を扱う(憲法裁判所法15条1項)。

(65) Zákon č. 182/1993 Sb., Zákon o Ústavním soudu. なお法令の表記については、/の前が法令番号、/の後ろは年度を表す。Sb. は法令集 (Sbírka zákonů České republiky) の略語である。憲法裁判所法は、チェコ内務省のホームページから参照可能であり、憲法裁判所公式サイトからは英訳も参照できる。(Ministerstvo vnitra <<http://www.mvcr.cz/sbirka/index.html>>), (The Constitutional Court of the Czech Republic <[http://www.concourt.cz/angl\\_verze/act.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/act.html)>).

(66) 最高行政裁判所は2003年1月1日に、チェコ共和国建国10年後にして発足した。詳細は、行政裁判所の手続きに関する法律 (Zákon č. 150/2002 Sb., Zákon soudní řád správní) に定められている。最高行政裁判所も所在地はブルノ市である。

## (2) 裁判官

つづいて、憲法裁判所裁判官の地位・性質について見てみたい。

### (a) 任期・資格

憲法裁判所裁判官は公職であり、10年の任期で任命される（憲法84条）。任命される資格を有するのは、上院への被選挙資格を有し<sup>(67)</sup>、大学の法学教育を修め、法律職に少なくとも10年以上従事した、刑罰を受けたことのない市民である（憲法84条）。また、再任は可能である<sup>(68)</sup>。

### (b) 独立性（懲戒，免責特権）

裁判官は、判決を下すにあたっては、憲法及び憲法10条<sup>(69)</sup>による条約ならびに憲法裁判所法<sup>(70)</sup>のみに拘束される（憲法88条2項）。また裁判官は、①任期の終了、②上院の被選挙資格の喪失、③故意による犯罪行為の確定判決が下された場合、④憲法裁判所法144条に基づく懲戒決定が、裁判所によって公表された場合（憲法裁判所法7条3項）にその職を失う。

裁判官の懲戒手続は総会が行い、12名の裁判官の出席が必要とされるが、これは通常の裁判が10名の裁判官の出席を必要とすることに比して厳しい要件であり、懲戒手続は憲法裁判所裁判官のみが開始できる（憲法裁判所法134条）ことからしても、裁判官の独立は厳格に保たれていると言え

(67) 本要件は、年齢制限を定める点にその意味がある。下院議員には21歳で選出されることができのに対し、上院議員は40歳以上である（憲法19条）。

(68) 憲法にも憲法裁判所法にも明文の規定は無いが、憲法裁判所公式サイトにその旨の指摘がある。（[http://www.concourt.cz/angl\\_verze/description.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/description.html)）憲法裁判所裁判官に再任を認めることは、比較法的に見てもチェコの特徴的な点である。L・ファボルー，山元一訳『憲法裁判所』（敬文堂，1999年，原著第3版，1996年）144頁以下の資料を参照。

(69) 憲法10条「その批准につき議会が同意を与えた，チェコ共和国を拘束する条約は，法秩序の一部を形成する。条約が，法律が定める以外のことを定める場合は，条約が適用される。」

憲法10条は，2001年に改正され（Zákon č. 395/2001 Sb., Ústavní zákon, kterým se mění ústavní zákon České národní rady č. 1/1993 Sb., Ústava České republiky, ve znění pozdějších předpisů），条約によって，国際組織・機構へのチェコ共和国の権限を一部委譲することができる旨を定める10条 a 及び国際組織・機構への加盟・加入について定める10条 b が追加された。

る。

また裁判官は、上院の同意なしに刑事訴追されることはない。逮捕・勾留は、現行犯またはその直後に逮捕された場合にのみ、認められる（憲法86条，憲法裁判所法4条2項）。

#### (c) 兼任禁止

裁判官の職務は、共和国大統領，議員または一切の公共機関の職務，営利活動など報酬を得るすべての地位ならびに政党構成員及び政治的運動の構成員とも兼任できない。但し例外として，それらの活動が裁判官の職務遂行ならびにその重要性及び尊厳を侵害せず，独立公平たる裁判所の決定過程に対する信頼を失墜させない限りにおいて，自らの財産管理及び学術的，教育的，文学的または芸術的性質を有する活動は，兼任が可能である（憲法裁判所法4条3項及び4項）。

#### (d) 裁判官の選任過程

裁判官は，上院の同意を得て大統領により任命される（憲法84条2項）。これは，議会による選任や複数の機関による選任方法を取る国々が比較的多い<sup>(70)</sup> ことに鑑みれば，チェコの特質の一つと捉えられるだろう。この点は，第3節で再論する。

#### (e) 裁判官の経歴

2004年4月現在での裁判官構成は，表1に示した通りである<sup>(71)</sup>。ほぼ

(70) 例えば，ドイツでは「連邦憲法裁判所の裁判官は，それぞれ半数ずつ，連邦議会及び連邦参議院によって選出される。」（ドイツ連邦共和国基本法94条1項），フランスの憲法院は，大統領，国民会議議長及び元老院議長によってそれぞれ3名ずつ任命される。矢口俊昭「フランスの憲法裁判」芦部信喜編『講座 憲法訴訟第1巻』（有斐閣，1987年）147頁。イタリアは，国会の両院合同会議・大統領・「司法及び行政最高裁判所機関」が，憲法裁判所裁判官の各々3分の1ずつを任命する。L・ファボルー・前掲注(68)79頁参照。なお，オーストリアは，政府・国民会議・連邦参議院の提案から，大統領が任命するので（オーストリア連邦共和国憲法147条），チェコに近い。

(71) 憲法裁判所公式ホームページには，現在11名の裁判官の写真付きプロフィールが公開されている。（[http://www.concourt.cz/angl\\_verze/justices/rychetsky.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/justices/rychetsky.html)）

〔表 1〕

| 裁判官氏名               | 生年   | 前歴                                                           | 専門                  | 選任時期       |
|---------------------|------|--------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| P・リヘツキー<br>(長官)     | 1943 | 判事補（反政府活動により退職）、大学教授、<br>弁護士、検察官、チェ<br>コ・スロヴァキア連邦<br>共和国副首相他 | 民法、政治学              | 2003年 8 月～ |
| P・ホレンデル<br>(副長官)    | 1953 | 大学教授                                                         | 法哲学、医療法、憲<br>法      | 1993年 7 月～ |
| E・ワグネロヴァー*<br>(副長官) | 1948 | 弁護士、ジャーナリス<br>ト、最高裁判所裁判官                                     | 政治学、憲法              | 2002年 3 月～ |
| F・ドゥホーフ             | 1946 | 地方裁判所裁判官、弁<br>護士                                             | 行政法、医療法、地<br>方自治法   | 2002年 6 月～ |
| G・ボイエン              | 1934 | 弁護士、裁判官（反政<br>府活動により退職）、<br>チェコ・スロヴァキア<br>憲法裁判所裁判官           | 労働法                 | 1993年 7 月～ |
| D・ラストヴェツ<br>カ*      | 1951 | チェコスロヴァキア国<br>営銀行等、政府機関、<br>ブルノ市長                            |                     | 2003年 8 月～ |
| J・マレノフスキ<br>ー       | 1950 | 大学教授、チェコ・ス<br>ロヴァキア憲法裁判所<br>裁判官、閣僚                           | 国際公法、国際法、<br>ヨーロッパ法 | 2000年 4 月～ |
| J・ムハ                | 1946 | 弁護士、欧州人権委員<br>会委員                                            | 比較法                 | 2003年 1 月～ |
| J・ムシル               | 1941 | 地方検察官、大学教授                                                   | 刑法                  | 2003年11月～  |
| P・ヴァルヴァジ<br>ョフスキー   | 1945 | 弁護士                                                          | 労働法、医療法             | 1994年 3 月～ |
| M・ヴィーボルニ<br>ー       | 1952 | 弁護士、旧国民会議<br>（現在の下院）の憲法<br>委員会委員長、閣僚                         |                     | 2003年 6 月～ |

\*は女性

全員が複数の職務経験を有し、具体的には、弁護士、裁判官または検察官といった法曹実務、大学教授、政府組織及び国際機関における職務などが挙げられる。

## 第2款 訴訟手続

### (1) 審査対象

憲法裁判所が裁判し得る事項については、憲法87条が定める。その概略は、以下のとおりである。①憲法裁判所の職権審査が認められない。②法律の事前審査が認められない。③市民に憲法異議の申立権が認められる。④審査対象に条約が含まれる。⑤憲法裁判所が大統領弾劾に関与する。⑥国家機関の権限範囲に関して裁判する。⑦政党の解散に関する決定または政党の活動に関するその他の決定に関して裁判する。

総会と部会の権限配分については、憲法裁判所法11条が定める。同条によれば、審査対象のうち、規範統制、大統領の弾劾手続、政党の解散、上院及び下院の決議の無効、欧州連合加盟のための国民投票に関する申立て及び条約と憲法秩序の適合性については総会のみが裁判する。部会はそれ以外の事項、即ち憲法異議、上院または下院の選挙の有効性及び議員の資格についての争訟ならびに機関争訟について裁判する（憲法裁判所法15条）。

以下、審査対象ごとに詳論することにした。

#### (a) 抽象的規範統制

憲法裁判所は、法律・法的規定またはその個々の条項について、憲法ならびに批准・公布された人権及び基本的自由に関する条約に抵触するか否かにつき、裁判する権限を有する。出訴主体は、法律の違憲審査の場合は①大統領、②41人以上の下院議員または17人以上の上院議員である。法的規定（下位法令）の違憲審査の場合は、①政府、②25人以上の下院議員または10人以上の上院議員等である<sup>(72)</sup>。また先述のとおり、憲法裁判所の職権による審査開始及び法律の事前審査は認められない。

手続は総会の上に委ねられ、規範を無効とするには 9 人（5 分の 3）の裁判官の賛成によらなくてはならない。

(b) 具体的規範統制

①憲法異議について審理中の部会が、その事案と関連する法令の適用を違憲であると判断した場合<sup>(73)</sup>（憲法裁判所法78条2項）、②憲法異議の出訴人が、その異議の原因となった法律・法的規定の無効を申立てる場合<sup>(74)</sup>（憲法裁判所法74条）、③通常裁判所が、審理中の事案の解決のために適用されるべき法律の違憲審査を憲法裁判所に移送する場合（憲法95条第2項、憲法裁判所法64条3項）に認められる。

(c) 憲法異議

憲法異議には、①憲法上保障された基本的権利及び自由が、公権力の諸機関による終局的決定、措置及び介入により侵害されたとして、自然人または法人が申立てる場合、②地方自治体諸機関が、国家による違法な介入に対し申立てる場合、③政党が、解散決定またはその他自らの活動に関する決定が、憲法律または法律に違反すると申立てる場合（憲法裁判所法72条及び73条）の 3 つのケースがある。憲法異議は全体の件数の 9 割以上を占めており<sup>(75)</sup>、またその殆どが市民の申立てである<sup>(76)</sup>。

(72) また法的規定の規範統制は、以上の出訴人の他に、上級地方自治体の代表機関、人権オンブズパーソン、内務省（上級地方自治体または首都プラハの一般拘束力を有する規則の無効または地方自治体の法的規定の無効を申立てる場合）、所轄大臣（上級地方自治体または首都プラハの命令の無効を申立てる場合）、地方自治体の代表機関（それが所属する上級地方自治体の法的規定の無効を申立てる場合）も出訴が可能である（憲法裁判所法64条）。

(73) 部会が憲法異議について審理する中で、その事案と関連して、ある法律・法的規定の適用が憲法及び憲法律に反するという結論に達した場合に、部会が手続きを停止し、総会に当該規範統制を提案するという手続が、チェコでは具体的規範統制の一部と解されている。前掲注(68)公式サイトを参照。

(74) 具体的審査と憲法異議は別個の制度であり、憲法異議の主たる申立人である市民には、原則として規範統制の申立権限はない。裁判所法74条はそれに対する例外であり、憲法異議の申立人に、当該異議の原因となった法律・法的規定に限って、無効の申立てを認めている。

(75) 〔表 2〕参照。

憲法異議は、出訴の方法が尽されていない場合は原則として受理されない（憲法裁判所法75条1項）。出訴主体は通常裁判所の決定、行政機関の措置や行為に対して申立てができることに加え、(b)で述べたようにある法律・法的規定が、その憲法異議の原因・理由となった場合に限り、当該法律・法的規定の無効を申立てることができる（憲法裁判所法74条）。さらに憲法異議の決定と関連して、部会がその適用が当該憲法異議の理由となった法律・法的規定が憲法律と矛盾するとの結論に達した場合は、部会は手続を停止し、総会の決定を仰ぐ（憲法裁判所法78条）。

(d) 大統領の弾劾及び職務の遂行についての資格に関する審査

共和国大統領に対する憲法上の訴追は、上院による提訴に基づき手続が開始される（憲法裁判所法97条）。裁判所は、憲法上の訴追についてはその他のすべての案件に優先して、直ちに審理を行う。

(e) 機関争訟

憲法裁判所法120条から125条は、国家機関と地方自治体諸機関のそれぞれの権限範囲にかかわる争訟について定める。出訴主体は、①国家機関と地方自治体機関の間または複数の国家機関の間における権限範囲に関する争訟の当事者たる国家機関、②地方自治体機関と国家機関の間または複数の地方自治体機関の間における権限範囲に関する争訟の当事者たる地方自治体の代表機関である。120条は、国家機関と地方自治体機関の機関争訟に留まらず、国家機関と国家機関、及び地方自治体機関と地方自治体機関間の権限争訟についても申立てを認めている<sup>(77)</sup>。

(76) *Supra* note 38, at 159.

(77) Vladimír Mikule, Vladimír Sládeček, *Zákon o Ústavním soudu*, 2001, Praha, s. 349. チェコ共和国の地方自治は、上級地方自治体 (kraje) 及び地方自治体 (územních samosprávných celků) の二つの段階から構成され、地方自治体は常に上級地方自治体の一部を形成する（憲法99条, 100条）。憲法99条は、「上級地方自治体の設置及びチェコ国民会議に関する憲法律の改正に関する憲法律」(Zákon č. 347/1997 Sb., Ústavní zákon o vytvoření vyšších územních samosprávných celků a o změně ústavního zákona České národní rady č. 1/1993 Sb., Ústava České republiky) によって改正された。上

(f) 条約と憲法秩序の適合性<sup>(78)</sup>

憲法87条2項によれば、国際組織・機構にチェコ共和国の権限を一部委譲する条約（憲法10条a）や、人権及び基本的自由に関する条約、同盟・平和その他政治的性質を有する条約、経済条約及びその履行に法律が必要となる条約（憲法49条）について、憲法裁判所は当該条約の憲法秩序との適合性を審査する権限を持つ。憲法裁判所の判断が下るまでの間は、条約の批准手続きは停止される。

憲法裁判所法71条aによれば、出訴主体としては、①当該条約が上院または下院に批准の同意を求め提出された時からその同意を得る時までの間は、上院または下院、②議会が当該条約への同意を与えた時点から大統領が当該条約を批准するまでの間は、41人以上の下院議員または17人以上の上院議員、③国民投票の結果、条約批准への同意が与えられた旨の宣言がされてから、大統領が当該条約を批准する時までの間は、41人以上の下院議員集団または17人以上の上院議員集団、④当該条約が大統領に提出された時からは大統領が申立てることができる。

## (g) その他の権能

その他の権能について簡単に触れておくと、①上院または下院の選挙の有効性に関する決定に対する訴訟（出訴主体は下院議員、上院議員もしくは当該議員が所属する政党）、②上院または下院の職務の遂行についての資格の喪失及び不一致に対して疑いのある場合（出訴主体は当事者たる議員、当事者の所属する院の議長、または当事者が下院議員である場合は20人以上の下院議員、上院議員である場合は10人以上の上院議員）、③上院及び下院の決議（重大な理由により大統領がその役職を行使できない旨の決議）に対する共和国大統領による無効の提案（出訴主体は大統領）、④国際法廷の判決の実行

---

級地方自治体及び自治体が設置されたのは2001年であり、現在14の上級地方自治体（13自治体及び首都ブラハ）が存在する。

(78) 憲法10条改正及び10条a、10条bの追加（前掲注（69）参照）に伴い、審査対象に追加された。

に必要な措置（出訴主体は政府）、⑤欧州連合加盟に関する国民投票に関する訴訟手続<sup>(79)</sup>（憲法裁判所法125条 a 以下に定められている。国民投票を行わない旨の大統領の決定に対する救済訴訟の出訴主体は政府であり、既に行われた国民投票の合法性を審査する場合には、出訴主体は投票権を有する市民である。）がある。

## (2) 判決の効力

判決 (nálezn) と決定 (usnesení)<sup>(80)</sup> の区別については、憲法裁判所法54条 1 項が定めている。同条によれば裁判所は、判決によってその申立ての本案について決定し、その他の問題については決定を下す。判決は「共和国の名において」言い渡される。憲法裁判所の判決は終局的効力を持つ（憲法裁判所法54条 2 項）。

総会は判決または決定を下すにあたり、少なくとも10名の裁判官の出席を必要とし、過半数の賛成によって採択する。但し、①規範統制、②大統領に対する憲法上の訴追、上院及び下院の決議の無効、③条約の憲法秩序との適合性審査、④過去の判決における法解釈を変更する場合<sup>(81)</sup> については 9 名の賛成が必要とされる。また、裁判官の罷免に関しては、総会は 12 名以上の裁判官の出席を必要とすることは、先述のとおりである。

(79) 欧州連合加盟国民投票は、2002年の憲法律 (Zákon č. 515/2002 Sb., Ústavní zákon o referendu o přistoupení České republiky k Evropské unii a o změně ústavního zákona č. 1/1993 Sb., Ústava České republiky, ve znění pozdějších ústavních zákonů) によって審査対象に追加された。

(80) チェコ語原文における usnesení について、本稿では「決定」の訳を当てた。但し、本稿で参照した英語版においては、usnesení について、ruling と resolution の 2 語を当てている。当該英訳の翻訳者である Mark Gillis 氏に照会をしたところ、以下の理由で決定 (ruling) 及び決議 (resolution) という 2 語を翻訳にあてたとのことである。即ち、決定は本案以外の特定の法律問題に関する裁判所の決定であるが、それに対し決議は裁判所の方針やその一般的な適用（例えば、職務に関する議題、一般的な裁判所の手続等）に関する決定である。

(81) 憲法裁判所法13条。憲法裁判所の判決は、後の判決に一定の拘束力を持つことが期待されていることがこの規定から推測できる。

部会は、判決または決定にあたりすべての裁判官の出席を必要とし、過半数の賛成をもって採択する。口頭弁論が行われること無く、当事者が出廷していない状態で、決定により申立てを却下する場合には、全裁判官の賛成が必要である（憲法裁判所法19条）。

判決においては、少数意見も公開される<sup>(82)</sup>。

裁判所が特に定めない限り、憲法裁判所の判決は、憲法裁判所法によって規定された方法により公布後直ちに発効する（憲法89条1項）。法律・法的規定またはその個々の条項の無効については、チェコ共和国法令集（Sbírka zákonů České republiky）に公表された日から無効となる（憲法裁判所法57条，58条）。判決により、当該法律及び法的規定またはその個々の条項の全部無効または一部無効が言い渡される。また、①大統領に対する憲法上の訴追，②大統領による下院と上院の決議の無効を求める申立て，③欧州連合加盟に関する国民投票の実施，④上院または下院の選挙の有効性に関する決定に対する訴訟，⑤上院または下院の職務の遂行についての資格の喪失及び不一致に関して疑いのある場合についての判決は、裁判所によって判決が言い渡された時から発効する。他方、それ以外の判決については、関係人に判決の謄本が届けられた時から発効する（憲法裁判所法58条）。

憲法89条2項によれば「憲法裁判所の確定判決は、全ての機関及び個人を拘束する」。したがって、通常裁判所もその拘束を免れない。

---

(82) 少数意見に関する規定は憲法裁判所法14条及び22条があるが、これらはいずれも総会及び部会の審理過程における記録に残されることができ旨定めるに過ぎない。しかし、憲法裁判所が発行する判決集（Sbírka náleží a usnesení Ústavního soudu）には、反対意見も公表されとの記述が見られるし、実際に判決文にも少数意見は公表されている（[http://www.concourt.cz/angl\\_verze/description.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/description.html)）。判決集については、憲法裁判所法59条がその詳細について定めている。

## 第2節 権力分立システムにおける憲法裁判所の地位

### 第1款 立法府・行政機関及び他の司法機関との関係

#### (1) 通常裁判所・最高行政裁判所との関係

憲法87条1項d及び憲法裁判所法72条（憲法異議関連規定）に規定される「公権力の諸機関」には通常裁判所も含まれ、その判決は憲法裁判所の審査対象となる。憲法2条1項によっても、公権力は立法権、行政権、及び司法権（傍点は筆者による）を通じて行使されるものであると規定され、さらに憲法91条1項における裁判制度の定義にも最高裁判所が含まれている。従って、憲法裁判所の判決が通常裁判所をも拘束することは明白である。一方で憲法92条は「最高裁判所は、裁判所の管轄のもとにある事件については、憲法裁判所または最高行政裁判所によって決定されるべき事案をのぞき、最高の司法機関である。」と定めており、憲法裁判所と通常裁判所の間には制度上の従属関係はない。憲法92条の定める「憲法裁判所によって決定されるべき事項」は、憲法裁判所の管轄を定める憲法第87条に見出すことが出来る。しかし、法律の無効や憲法異議等はあらゆる公権力の行使を対象とするため、通常裁判所との明確な管轄区分は事実上困難である。また、制度上の従属関係は無くとも、通常裁判所は憲法裁判所の判決に拘束されるのみでなく、通常裁判所の判決・決定が憲法異議の審査対象であることを鑑みれば、憲法裁判所はその権限範囲を逸脱することのないよう、憲法83条に定められた「合憲性を保障する司法機関」という目的を常に意識する必要があると言えるだろう<sup>(83)</sup>。なお最高行政裁判所については、憲法裁判所に代わり、法律と矛盾する法的規定及びその個々の条項の無効ならびに国家機関及び地方自治体機関の権限範囲に関わる争訟に

(83) 通常裁判所判決の審査にあたり、憲法裁判所は通常裁判所における事実認定や通常の法解釈については審査しないことになっているが、現実には行われている場面があるとの指摘もある。See *Supra* note 38, at 161-165.

ついて、憲法裁判所に代わって裁判するよう法律で定めることができる旨  
憲法87条3項に規定されている。

次に、憲法裁判所の判決が、具体的にどのようなかたちで「全ての機関  
及び個人を拘束する」のかを検討する。憲法裁判所法82条3項には次のよ  
うに定められている。

裁判所が憲法87条1項dに基づく、自然人または法人の憲法異議を認  
めた場合、裁判所は、

- a) 当該公的機関の問題となる決定を無効とし、または
- b) 憲法上保障された基本的人権及び基本的自由が、公的機関による  
決定の他に、公的機関による行為によって侵害された場合、当該  
機関がその権利または自由の侵害を続けることを禁止し、可能な  
限り介入が発生する以前の状態を回復するよう命じる（傍点は筆  
者による）。

本条から明らかなように、憲法裁判所は「国家機関による決定」と「そ  
の他の行為」を区別し、決定は無効となり、「その他の行為」による侵害  
は禁止され、以前の状態の回復が命じられるとしている。しかし実際に  
は、「その他の行為」については強制力を伴った是正の方法が制度上は担  
保されていないとの指摘がなされている<sup>(84)</sup>。

## (2) 大統領、上院及び下院との関係

大統領及び上院との関係について述べると、①憲法裁判所裁判官は上院  
の同意を得て大統領が任命し、他の機関は関与できず、②大統領に関する  
憲法上の訴追は、上院のみが提訴できる。また先述のとおり抽象的規範統

(84) 通常裁判所による憲法裁判所の判決無視、憲法裁判所による通常裁判所の領  
域への過剰な介入とも見られる傾向が、実際に見られる。See *supra* note 38,  
at 158, 160-163, 165.

制は、法律の違憲審査であれば大統領及び複数の上院・下院議員のみが申立てることができる。

チェコ共和国の国会は上院及び下院から成る二院制であるが、一般的に、上院に比して下院の方が強力であると考えられている<sup>(85)</sup>。憲法により、政府は下院に対し責任を負い、下院の信任を必要とし（68条）、下院は政府に不信任を表明し（72条）、政府を辞職させることができる（73条）等、上院には認められない重要な権限を有している。しかし、憲法裁判所の手続に限れば、裁判官の任命手続において大統領が上院の同意を必要とし（憲法裁判所法6条）、大統領に対する憲法上の訴追（憲法87条1項g、憲法65条2項）は上院のみが関与できる等、下院に比して上院により広い関与の領域が与えられているのである。

憲法制定時には、チェコ議会には下院しか存在しなかった（憲法106条に規定されたとおり、93年憲法制定以前の国民会議が、新憲法下の下院となった）。それにもかかわらず、憲法制定時に、憲法に上院に関する規定をおいた理由としては、V・ツェプルによれば、伝統的に大統領が保持していた諸権力の一部を上院に与えることによって、大統領に強大な権限が集中しすぎることを防ぐ目的があったとされる<sup>(86)</sup>。

---

(85) Aleš Gerloch. Jirí Hřebek. Valdimír Zoubek, *Ústavní systém České republiky*, 2002, Praha, s. 546. また上院は1996年に設置された当時は各方面から軽視や敵意さえ受け、その存在価値すら問われていたものが、徐々にその立法府としての機能を円熟させていったという。See *Supra* note 38, at 141. なお、上院は senát, 下院は poslanecká sněmovna である。

(86) Vojtech Cepl, *Constitutional Reform in the Czech Republic*, University of San Francisco Law Review. Vol. 28. pp. 29-35. Cepl は、1993年から2003年までチェコ憲法裁判所裁判官を勤めた。See also, Vojtech Cepl, Senate Anyone? —the real reason behind the Czech upper house—, *East European Constitutional Review*. Spring 1993, pp. 58-60. この論文は、チェコ共和国建国直後、議会に下院のみが存在していた当時に発表されたもので、上院と下院の関係や、上院設置の理由やその実際の背景について論じている。

## 第 2 款 活動状況

チェコ憲法裁判所の申立て件数は、表 2 の通りである<sup>(87)</sup>。件数からも明らかなように、憲法裁判所の職務の 9 割以上を占めるのは市民による憲法異議であり<sup>(88)</sup>、その意味で活動状況はドイツ連邦憲法裁判所のそれに大変近い<sup>(89)</sup>。ここではチェコ憲法裁判所設立直後の状況について、その特質を以下に見ておきたい。何よりもまず、憲法裁判所が、旧社会主義体

〔表 2〕

| 年    | 申立件数 | 総会決定数 | 憲法異議件数 |
|------|------|-------|--------|
| 1993 | 523  | 49    | 474    |
| 1994 | 862  | 33    | 829    |
| 1995 | 1277 | 48    | 1229   |
| 1996 | 1511 | 41    | 1470   |
| 1997 | 2024 | 46    | 1978   |
| 1998 | 2221 | 30    | 2191   |
| 1999 | 2576 | 24    | 2552   |
| 2000 | 3140 | 59    | 3081   |
| 2001 | 3049 | 39    | 3010   |
| 2002 | 3194 | 44    | 3150   |
| 2003 | 2549 | 52    | 2497   |

(87) これは筆者がチェコ憲法裁判所の外事課に問い合わせ、得たデータを使用している。

(88) *Supra* note 38, at 159.

(89) 例えば、工藤達朗編「ドイツの憲法裁判—連邦憲法裁判所の組織・手続・権限—」（中央大学出版部，2002年）236頁参照。なお、今後は2003年の最高行政裁判所設置がもたらす憲法裁判所への影響や、憲法裁判所法64条2項fに具体的審査の申立人として定められたオンブズパーソンが2000年12月に初めて任命され、市民の苦情申立ての選択肢が増えたことによる憲法裁判所の活動、とりわけ憲法異議への影響が注目される。

制の崩壊と体制転換という時代背景の中で設置されたという点が、初期の活動状況を把握する上では重要であろう。体制転換に伴い、国が1948年から1989年の間の「過去の不正義」を救済し、旧体制からの離脱を志向し、民主主義と法の支配を根付かせ、経済を建直し、市場経済へ円滑に移行することを目的としていた中で、チェコ憲法裁判所が「改革への道筋に深く関与して」いたことが指摘されている<sup>(90)</sup>。ここでは若干の具体例を挙げておきたい。

### (1) 過去との決別、体制転換に伴う問題

国家体制の転換という特殊事情に伴う諸問題は、設立当初の憲法裁判所を悩ませた。ここでは2つの判例を挙げておく。

#### ① 「旧社会主義体制の違法性に関する法律」の無効確認が求められた事件<sup>(91)</sup>

1948年から1989年の政治体制は正統性を欠き、違憲である旨を定めた法律の無効確認が求められた事件において、憲法裁判所はこの法律の有効性を全面的に認容した。憲法裁判所は、旧体制の基礎となった価値観は不正義であり、現体制においては正統性を欠くものと判断した。

#### ② 旧社会主義体制時代に秘密警察の協力者だった者を、公職から追放する目的で制定された公職適否審査法（浄化法とも言われる）の合憲性が争われた事件<sup>(92)</sup> においては、人権侵害を理由に諸外国からも批判され、適正手続の観点からも問題視された法律が合憲とされた。

(90) See *supra* note 38, at 140.

(91) Pl. ÚS 19/93. (判決の表記については、Plは総会を表し、ローマ数字の場合は部会を表す。数字は4つの部会のうち、どの部会の決定であるかを表している。数字は/の前がその年度内で申立てが受理された順に振られる番号であり、/の後ろは年度を表す。) 当該判決は、憲法裁判所サイト ([http://www.concourt.cz/angl\\_verze/cases.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/cases.html)) で英訳が参照できる。

(92) Pl. ÚS 1/92. 公職適否審査法とその背景については、橋本信子「チェコスロヴァキアにおける公職適否審査法（ルストラツェ法）をめぐる諸問題」同志社法学第51巻1号（1999年）68-102頁に詳しい。

## (2) 経済問題

体制転換の一環としての経済問題においては、砂糖と牛乳の国内生産業者に対し、それぞれ異なった生産量を配分した内閣政令が、憲法裁判所によって無効とされた事例<sup>(93)</sup>がある。計画経済から市場経済への移行の新たな道筋を、憲法裁判所が方向付けた判決と言えよう。

## (3) 資産返還・補償問題

人民民主主義・社会主義体制移行に伴い、国家に没収された私有資産の返還・補償の問題について、立法府は返還に関する法律を制定し、一定の条件を付した。それによれば、返還・補償を求める権利を有する者は、チェコ共和国の国民であり、かつチェコ国内に定住する者である必要があったが、憲法裁判所は後者の条件を無効とした<sup>(94)</sup>。またスロヴァキア国籍を有する者からの返還請求につき、憲法裁判所は、その者がチェコ・スロヴァキア連邦解散以前に返還請求をしたことを理由に、解散後もその請求は有効であるとした<sup>(95)</sup>。

## (4) 基本的権利・自由に関する問題

1993年に大統領が申立てた事件<sup>(96)</sup>では、表現の自由に反するとして、議会・政府・憲法裁判所を誹謗・中傷から保護する刑法の条文の一部が無効とされた。

また刑事法領域では、その他にも、憲法上の権利侵害が認められた事例が見られる。警察に関する国民会議の法令に定められた被疑者の勾留期間と、刑事訴訟法上の勾留期間が共に24時間であり、前者は後者に含まれないものとして、合計48時間の勾留を認めた通常裁判所の判断を憲法裁判所

(93) See *supra* note 38, at 155.

(94) Pl. ÚS 3/94. ([http://www.concourt.cz/angl\\_verze/doc/p-3-94.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/doc/p-3-94.html))

(95) IV. ÚS 215/94. ([http://www.concourt.cz/angl\\_verze/doc/4-215-94.html](http://www.concourt.cz/angl_verze/doc/4-215-94.html)).  
同判決では、チェコ国籍を有する者のみが資産返還の対象となる旨を定めた法律を厳格に適用し、スロヴァキア国籍を有する申立人の請求を退けた通常裁判所の判決が、憲法裁判所によって無効とされている。 *Supra* note 38, at 166-167.

(96) Pl. ÚS 43/93.

が否定し、両者併せて24時間であると判断した事例<sup>(97)</sup>がある。また、有罪となった者の権利、弁護を受ける権利、刑事裁判所による手続上の決定に対する異議を認めた事例、適正手続に関する事例や、証拠不十分で下された有罪決定を無効とした事例がある<sup>(98)</sup>。

### 第3節 比較憲法裁判所制度論の視角から

次に、先述したチェコ憲法裁判所制度について、中東欧諸国における憲法裁判所と比較することを通じて、その特質を明らかにしたい。89年の東欧革命による体制転換を通じ、東欧諸国では相継ぎ憲法裁判所が設置された<sup>(99)</sup>。こうした事象が、我が国でも樋口陽一氏により「憲法ゲマインシヤフト」の成立を印象づけるものとして取り上げられたのは、周知の通りである<sup>(100)</sup>。本節の目的は、これらの諸国の経験と対比させることで、チェコ憲法裁判所の担う独自の背景と任務を浮かび上がらせることにある。チェコと対照させるのは、旧東欧社会主義圏のスロヴァキア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、スロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、アルバニアに、旧ソ連構成共和国からロシアを加えた11カ国である。セルビア・モンテネグロについては、資料的制約から十分な検討が行えないため、本稿では割愛した。また、ここでの比較は、各国の憲法裁判所法の条文に基づくものに留まり、各国の活動状況までを射程に入れた検討ではないことを予め断っておきたい。

具体的な対象としては、プロハースカの所論を参考に<sup>(101)</sup>、①憲法裁判

(97) IV. ÚS 246/96.

(98) *Supra* note 38, at 165.

(99) 法律時報69巻3号(1997年)の特集「体制転換と憲法裁判所」の各論考を参照せよ。

(100) 樋口陽一『憲法と国家一同時代を問う一』(岩波新書, 1999年) 40, 41頁。

(101) *Supra* note 38, at 59-73. プロハースカは、チェコにおける選任過程のうちにハプスブルク期の帝国裁判所の伝統の表現を見出すとともに、ハンガリー、ポーランドとの比較のなかで、チェコ憲法裁判所の権能が人権保障の面で充実していることを指摘している。

所裁判官の選任手続と、②憲法裁判所による権利保障機能という2つの側面を検討にすることで、チェコ憲法裁判所と中東欧諸国のそれとの位相差を確認することにしたい。

### (1) 選任手続に基づく比較

中東欧における憲法裁判所裁判官の選任手続のうち、もっとも広範に見られるのは、議会による選任である。ポーランド、ハンガリー、クロアチアでは、選任が議会内で完結する。また、大統領の提案に基づき議会が選任する国としては、スロヴェニア、マケドニア（9名のうち2名を提案）、ロシアがある。

一方、ルーマニア（上院、下院、大統領から各3名）、ブルガリア（議会、大統領、裁判官総会から各4名）、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（下院4名、スルプスカ共和国議会2名、欧州人権裁判所3名）の3カ国では、複数の機関によって選任が行われる。

チェコは、前述のとおり、上院の同意を得て大統領が裁判官を任命する方式をとっており、中東欧諸国の多くとは異なる制度を選択している。このチェコの選任方法は、帝国議会両院の提案をもとに皇帝が裁判官を任命した前記のオーストリア帝国裁判所の手続に酷似しており、同制度は、チェコの固有の歴史に規定された特質とみることができよう。このチェコと同様の方式を採用したのが、スロヴァキアとアルバニアである。このうち、スロヴァキアについては、チェコスロヴァキアという共通の国家経験に根ざすことが、チェコと同様の制度を受容させた背景にあるものと考えられる。

### (2) 権利保障制度に基づく比較

続いて、憲法裁判所による権利保障制度について検討したい。これまで概観したように、チェコにおける憲法異議制度は、「公権力の諸機関」による行為を対象とし、ここで言う「公権力の諸機関」には立法権、行政

権、司法権が含まれると解されている。したがって、憲法異議制度や同制度と結びついた規範統制の申立権により、チェコにおいては、違憲の法令はもちろん、憲法上の権利を侵害する行政機関や裁判所の決定に対しても、市民に出訴の途が開かれている。このチェコ憲法裁判所の権能は、その対象において、守備範囲のきわめて広いドイツの憲法異議制度にもほぼ匹敵するだけの射程を有している。ドイツでは、公権力によって自己の基本権を侵害された者は、連邦憲法裁判所に憲法異議を申立てることができ（93条4a項）、その対象は、立法権、執行権及び裁判権の全ての行為に及び、違憲の法律による基本権の侵害のほか、基本権を侵害する行政の行為や裁判所の判決に対しても申立てが認められている<sup>(102)</sup>。ファボルーは、このドイツにおける憲法異議制度を、合憲性統制機能とそれ以外の機能に分類し、後者の機能については、行政裁判所及び「超最高裁判所」の役割を担うものとして特徴づけた<sup>(103)</sup>。このファボルーのひそみに倣えば、チェコ憲法裁判所も、まさしく合憲性統制機能、行政裁判所機能及び「超最高裁判所」機能という3つの機能を担っていると言えよう。

それでは、このように広範な対象を持つチェコの憲法異議制度に対し、中東欧諸国の憲法裁判所はどの程度までそれをフォローしているのだろうか。それを考えるにあたっては、憲法異議制度の有無が、一つの重要なメルクマールとなろう。けだし、同制度は憲法裁判所に認められた権能の中でも、とりわけ権利保障と密接に関わる制度だからである<sup>(104)</sup>。但し、それだけでは十分ではない。憲法異議制度を規定しない国でも、人権保障の手がかりとなる制度は存在するし、憲法異議制度を認める場合でも、憲法異議制度の内容は国によって大いに異なるからである。例えば、憲法異議

(102) 工藤・前掲注(89)254頁。

(103) L・ファボルー・前掲注(68)62頁。

(104) 例えば、樋口陽一氏は、ドイツの憲法異議制度について、「この制度は、憲法秩序保障型の面を持つドイツの制度が同時に権利保障機能を可能にする場を、設定していることになる」と評価している。樋口陽一『国法学』（有斐閣、2004年）215頁。

制度を認めない国においても、通常裁判所及び商事仲裁委員会の判決で適用された法令の違憲性を申立てる権利を訴訟当事者に認めることによって、実質的には、ドイツで憲法異議制度のコロラリーとして理解されるものと同様の目的を達している国もある（ルーマニア）。そこで、本稿では、憲法異議制度の有無を主たる基準としつつも、①規範統制の申立権が個人に認められているか、また認められている場合どのような要件が課せられているのか、という点と<sup>(105)</sup>、②憲法異議制度の対象はどの程度の範囲か、という2点をも視野に入れることによって、中東欧諸国における憲法裁判所を通じた権利保障制度の分類にアプローチすることにした。

#### ① 憲法異議制度を有する国

さて、本稿が対象とする国のうち、憲法異議制度を有するのが、ポーランド、ハンガリー、スロヴェニア、クロアチア、マケドニア、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、スロヴァキア、ロシアの9カ国である。

これらの9カ国のうち、憲法異議制度が合憲性統制機能に限定されるのが、ポーランド、ハンガリー、ロシアである。ハンガリーにおいては、憲法異議は、違憲の法律の適用によって権利を侵害された場合に、その適用された法律に対して提起することができる（ハンガリー憲法裁判所法48条）<sup>(106)</sup>。また、事後の規範統制につき、ハンガリー憲法裁判所法21条2項は「何人もこれを提起することができる」と定めており、前述の憲法異議

(105) 個人による規範統制の申立については、オーストリアのそれを異議制度の一部と捉える見解もあり、同制度は「個人訴願」とも呼ばれている。しかし、中東欧諸国においては、個人による規範統制の申立と憲法異議制度は、一応別個の制度とされており、本稿でも、個人による申立が「憲法異議」の語でカバーされない限り、憲法異議とは異なる制度として扱った。なお、この点につき、永田秀樹「西ヨーロッパの憲法裁判と人権保障」佐藤幸治、初宿正典編『人権の現代的諸相』（有斐閣、1990年）268頁参照。

(106) ハンガリー憲法裁判所法48条1項。同裁判所の解説によれば、憲法裁判所が審査するのは特定の事件において適用された法律の合憲性であり、裁判官や国家機関によってなされた特定の決定が、何らかの申立人の憲法上の権利を侵害したかどうかについてではないという。（The Constitutional Court of the Republic of Hungary <<http://www.mkab.hu/content/encontl.htm>>）

制度と相まって、ハンガリー市民は規範の合憲性についてのみ憲法裁判所において争うことができる。ポーランド及びロシアにおいては、ハンガリーと異なり、個人への規範統制の申立権は認められないが、憲法異議制度については、ハンガリーと同様に、その適用により権利を侵害する違憲の法令に対する憲法異議を認めている<sup>(107)</sup>。また、ロシアについてはその対象が法律に限定されている<sup>(108)</sup>。一方、これらの国と対照的に規範統制以外に憲法異議の対象が限定されるのが、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、スロヴァキアである。アルバニアでは公平な裁判を受ける権利を侵害する裁判所の決定または行政の行為に対して憲法異議が認められ<sup>(109)</sup>、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、あらゆる裁判所の判決に対して憲法異議を申立てることができる<sup>(110)</sup>。スロヴァキアの場合は、権利を侵害する行政機関の決定のみを申立ての対象としており、憲法異議制度としては行政裁判所機能のみを引き受けている<sup>(111)</sup>。また、この3カ国では、市民による規範統制の申立ては認められていない。

憲法裁判所の機能が限定される上記の諸国と対照的に、合憲性統制機能と行政裁判所機能、「超最高裁判所」機能を併せ持つのがクロアチア、マケドニア及びスロヴェニアである。まず、行政裁判所機能と「超最高裁判所」機能についてだが、これらの国では、いずれも、ハンガリー等の憲法

(107) ポーランドについては、ポーランド憲法79条参照。なお、同裁判所によれば、提訴の対象としうるのは、それを基礎に申立人の権利又は自由の侵害が問題となった法律の条項の憲法適合性のみで、手続上の権利の侵害の訴えや、裁判官による解釈について訴えを提起することはできず、憲法異議に関する裁判は、もっぱら規範審査の形式で行われるという。(The Polish Constitutional Tribunal <[http://www.tribunal.gov.pl/eng/About\\_the\\_Tribunal/info.htm](http://www.tribunal.gov.pl/eng/About_the_Tribunal/info.htm)>)

(108) ロシア連邦憲法裁判所法96条。審査対象が法律に限定される点については、См. Федеральный конституционный закон “О Конституционном суде РФ”. Комментарий, Москва, 1996. стр. 300, 301.

(109) アルバニア憲法裁判所法131条f号。

(110) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法裁判所手続規則11条b。

(111) スロヴァキア憲法裁判所法49条。See also *supra* note 38, at 81.

異議制度と異なり、憲法異議の対象に法令の審査は含まれず、行政及び裁判所の個別の行為を審査の対象としている<sup>(112)</sup>。他方で、合憲性統制機能は、市民による規範統制の申立てを通じて行われる。その際、クロアチア、マケドニアの制度とスロヴェニアの制度の間に若干の差異が存在する。スロヴェニア憲法裁判所の場合、規範統制を申立てるにあたり、申立人にとって法的利益が存すること、すなわち「公的機関の活動のための規則又は一般的アクトが直接に申立人の権利、法的利益又は法的地位を脅かす」ことが要件とされる（スロヴェニア憲法裁判所法24条2項）。これに対し、クロアチアとマケドニアでは、市民が法律及びその他の法令の審査を申し立てるにあたって、そのような要件は課されていない。

## ② 憲法異議制度を有しない国

上記の諸国と反対に、憲法異議制度を認めないのが、ブルガリアとルーマニアの2カ国である。ブルガリアは、憲法45条で、市民は規範統制の申立権を有する国家機関にその権限を行使するよう求めることができると規定するのみで、憲法裁判所の権能は、主として憲法秩序の維持に限定されている。一方、ルーマニアにおいては、法律裁判所で適用されるべき法令の違憲性が問題となった場合、訴訟当事者の請求によって憲法裁判所に異議を申立てることが認められており<sup>(113)</sup>、合憲性統制機能を通じて市民の権利が保護されている。したがって、憲法異議制度を持たないことは、直ちにその国が、憲法裁判所において市民の権利を保護する制度を欠くということを意味しない。ただ、憲法異議制度を認める国々に比して、上記の諸国が市民の権利保障に際して憲法裁判所に多くのことを期待していないこともまた事実であろう。

## ③ 小 括

---

(112) クロアチア憲法裁判所法62条1項、マケドニア憲法裁判所手続規則51条、スロヴェニア憲法裁判所法50条。これらの国では、いずれも国家機関等の個別的行為による権利侵害にたいして憲法異議を申し立てることができる。

(113) ルーマニア憲法裁判所法23条1項及び2項。

以上の検討をもとに、権利保障機能という視角から、中東欧諸国の憲法裁判所制度についてまとめておきたい。まず憲法異議制度を認めない国として、ブルガリア、ルーマニアがある。他方、憲法異議制度を認める国の中では、まず、合憲性統制機能のみを有する国、すなわちその適用により権利を侵害する法令のみを審査の対象とし、その法令に基づく行政機関の決定、裁判所の判決等を異議の対象としない国が挙げられる。それには、ポーランド、ハンガリー、ロシアが属する。これに対し、スロヴァキアは、行政裁判所機能のみを有し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは「超最高裁判所」機能を、アルバニアは「超最高裁判所」機能と行政裁判所機能の一部を有している。したがって、ポーランド、ハンガリー、ロシア、スロヴァキア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、アルバニアについては、憲法裁判所のカバーする権利保障の範囲が、比較的限定されていると言えよう。

その他の国については、憲法異議制度と規範統制の申立権に注目した場合、合憲性統制機能、行政裁判所機能、「超最高裁判所」機能のいずれをも併せ持っている。但し、クロアチアとマケドニアは、個人による規範統制の申立てを認める際に、特段の要件を課していない。したがって、これらの国の合憲性統制機能は、市民の権利保障とならんで、憲法秩序の保障をも目途としているように思われる。他方、チェコとスロヴェニアの場合は、規範統制を申立てるにあたり、個人の権利が侵害されることを要件としており、クロアチア、マケドニアに比して、その活動範囲が権利保障機能に限定されている。こうした点に鑑みれば、チェコ憲法裁判所は、スロヴェニア憲法裁判所と並んで、市民の規範統制の申立てを権利の保障に限定しつつ、中東欧諸国の中でも、とりわけ広範な領域を対象にして私人の権利保障を行う機関であると言えよう。

## 結びにかえて

M・カペレッティは、憲法裁判に関する古典的著作とも評しうる『現代

憲法裁判論』において、チェコスロヴァキアのそれに言及して、以下のよう  
に記述している。

「このように、歴史的にはより古い非集中型の合憲性審査の制度が広く  
採用されていることは事実であるが、同様に注目すべきことは、特に現代  
における集中型またはオーストリア型の普及である。1920年にチェコスロ  
バキアで、1931年にはスペインでこの型の制度が一応は採用されたが、こ  
れらの共和国の波乱に満ちた短い命の故にこれにあまり大きな意義を与え  
ることはできない<sup>(114)</sup>。」

さらに、これに関連する注記において、「この試みは隣接するオースト  
リアで成功裏に行われたのと同ほとんど同時期であった」として、「1920年  
2月29日法」(1-3条)、及び「1920年<sup>(ママ)</sup>チェコ憲法」(102条)を指示してい  
る<sup>(115)</sup>。これに併せて、「チェコスロバキアでもスペインでも憲法裁判所が  
司法審査権を行使する機会はなかったと思われる」<sup>(116)</sup>としている。

M・カペレッティの著作は、現代立憲主義に内在する顕著な動向として  
ある「違憲審査制革命」(樋口陽一)<sup>(117)</sup>に関する歴史的沿革とその理論的  
布置を論ずるにあたって、すぐれて説得的な引照基準のひとつであること  
は確かであろう。しかしながら、カペレッティによるかかる記述は、大陸  
型憲法審査制度の史的淵源を「オーストリア・モデル」に求めるその限り  
において正当な認識が、チェコスロヴァキア憲法裁判所に関する史的事実  
と理論的意義を著しく後景に追いやるのみならず、そのことによる過小評  
価を超えて、歴史的源流の有する複合性と全体性を消去することを導いた  
とも言いえるように思われる。「法律を違憲と宣言できる特別の裁判によ  
る憲法裁判のオーストリア・ドイツ型の制度は、徐々に世界中で隆盛をき

(114) M・カペレッティ・前掲注(32)73頁。

(115) 同書94頁。

(116) 同書96頁。

(117) 樋口陽一「違憲審査をする裁判官の正統性と法解釈観—比較考察」(『ジュリ  
スト』1037号, 1994年), その後樋口著『転換期の憲法?』(敬文堂, 1996年)  
159頁以下に所収。

わめている」(クリスティアン・シュターク)<sup>(118)</sup> 趨勢にあって、「オーストリア型の制度」が、1920年という歴史的起点にあって、オーストリア及びチェコスロヴァキアの両国の憲法裁判所として、いわば双生児として産声をあげたことは、今日改めて想起されるべきであろう。本稿第1章で明らかにしたように、このふたつの最初の憲法裁判所は、1867年オーストリア12月憲法体制に史的淵源を共に有し、第1次世界大戦後におけるオーストリア十月革命による民主共和制の樹立、そしてオーストリア＝ハンガリー二重帝国からのチェコスロヴァキア国家としての独立とフランス第三共和制を指向するチェコスロヴァキア第一共和国の形成という、20世紀型民主共和制の初期的形成サイクルを共に担うものであった。しかもその際に、両国の新たな国制の創出にあたって、両者間においてハンス・ケルゼン(オーストリア)、フランティーシェク・ヴェイル(チェコスロヴァキア)等に、直接、間接にわたる濃密な相互関係・交流が介在したことを知るならば、大陸型憲法裁判制度史、思想史の初期的流域が、けっして単線的・単一的なものではなく、それはむしろ複合的なある種の多様性を既に内包するものであったと評さねばならないであろう。言及されることのけっして多くないチェコスロヴァキア憲法裁判所は、オーストリア十月革命の単なる派生物でも、「オーストリア型憲法裁判制度」の副産物として軽視、もしくは無視されてよい経験でもなかったはずのものである。それ故に本稿においては、あえて「オーストリア・チェコスロヴァキア型」という新たな概念を提示することを試みたわけであり、これは憲法史的には「チェコスロヴァキア・オーストリア型」と組み変え得るものなのであった。

ひるがえって、右の我々の知見をその後の「チェコ・スロヴァキア憲法裁判所制度史」に組みこむ時、従来必ずしも論じられることのなかった幾つかの疑点、論点が解かれ得ると思われる。その第一は、1968年「プラハの春」が構想した国制の民主的・社会主義的改革の要石として憲法裁判所

(118) ドイツ憲法判例研究会編『憲法裁判の国際的発展』(信山社、2004年) 8-9頁を参照。

設置がおかれたことの意義にかかわる問題である。第2章において既述の通り、それはソビエト型憲法保障制度に特有の政治的統制レジームを司法的統制のそれへと置換・転換する試みとしてあった。右の鮮烈な志向は、ソビエト型社会主義国制の民主化、あるいは社会主義と立憲主義の結合への試行として、これに先行したユーゴスラヴィア憲法裁判所と対照されるかたちで評価されてきた。しかしチェコスロヴァキア第一共和国の創成した憲法伝統のなかに68年改革を再措定するならば、この国の有する憲政史の水脈<sup>(119)</sup>が、「人間の顔をした社会主義」が求めた社会主義的＝民主的国制の構成環として憲法裁判所制度を再び呼び出したとする新たな視点を得ることができるように思われる。

また第2に、1989年東欧革命、そして1991年ソビエト連邦解散を画期として、旧ソ連、東欧諸地域に「憲法審査制革命」が波及したとする一般認識について、さらにまたこれらの多くが「オーストリア・ドイツ型」制度を新たに「導入」したとする分析について、それが有する現象記述の正当性を承認し得る一方において、本稿で論じた歴史的視点からするならば、「チェコ・スロヴァキア憲法裁判所」(1992年)、「チェコ憲法裁判所」(1993年以降)、「スロヴァキア憲法裁判所」(同上)に関する分析に際して、この地域が帯有する20世紀憲法文化とも言うべき脈絡からするアプローチが不可欠となることも間違いないところであろう<sup>(120)</sup>。

(119) チェコスロヴァキア憲法史の今日的評価について、V. Pavlíček, *Czechoslovakia in the Process of Constitutional Changes from Dictatorship to Democracy* (Draft Paper, 2003年)が重要な論点を提示しており、注目される。なお同稿は、F. F. Segado (ed.), *The Spanish Constitution in the European Constitutional Context*, *La Constitución Española en el Contexto Constitutionnal Europeo*, Dykinson S. L. Madrid, 2003に所収とのことであるが未見。

(120) L. ファボルーの著作『憲法裁判所』中の「中央および東ヨーロッパの憲法裁判所」においても、これについての言及は欠如している(前掲注(68))。なお、同書及び前掲注(99)10頁においてアメリカ型司法審査制を、エストニアがこの地域で例外的に採用したとされる点について、現代的タイポロジーとしては首肯され得るところであるとしても、エストニア1920年基本法体制以来の「憲法伝統」の「水脈」に、かかる選択の主要根拠をむしろ見る必要がある。

したがってここに提示した諸論点の今後におけるさらなる解明は、通常言われるところの「オーストリア・ドイツ型」制度の歴史と現状の総体像を描くうえにおいておそらく不可欠のものとなろう。「歴史の空白」は「学問の空白」に帰結されてしかるべきではなく、逆にそれらの豊穡へと転ぜられてしかるべきであるとして、結びとしたい。

※本稿は、早稲田大学比較法研究所における共同研究プロジェクトの一環として、同大学院法学研究科内の比較東欧憲法研究会による共同研究の成果としてある。最終的に、はじめに、第2章、結びにかえてを早川が、第1章、第3章3節を佐藤が、第3章1節、2節を高田が分担執筆を行ったが、最終稿の確定までを通して、共同作業としてとりまとめを行った。また、共同研究には中西豊（大学院法学研究科修士課程）が参加し、討議に加わると共に資料面での調査にあたったことを付記する。

---

この点について、中西豊「1917年から1934年までのエストニア基本法の発展」（早稲田大学大学院法学研究科2003年度修士論文）において、このことが示唆されている。